

国の指針と町田市の考え方

項目 1

福祉施設の入所者の地域生活への移行

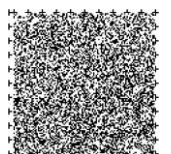
国の指針（考え方）

- 2022 年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 2026 年度末時点の施設入所者数を 2022 年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減することを基本とする。

第 6 期計画※を踏まえた現状・課題

- 第 6 期計画における地域移行者数は、14 人以上の目標に対し、2022 年度末で 6 人、達成率は約 43%となっています。
- 第 6 期計画における施設入所者の削減数は、4 人以上の目標に対し、増減を繰り返しながら 2022 年度末で 1 名減となっています。
- 地域生活への移行には、グループホームの利用、家族との暮らしやひとり暮らしの希望があります。地域生活への移行をにやう市内の社会資源として、グループホーム・短期入所ともに施設数が増加しています。
- グループホームにおいては、重い障がいがある人でも希望する場所に入居できることが望まれています。また、すでに入居している利用者の重度化や高齢化への対応が必要とされています。
- 短期入所は、介護者の高齢化等によるレスパイトとしての利用ニーズが高い現状です。施設数の増加に伴い、今後は家族から離れて過ごすための体験の場としての活用が広がる事が期待されますが、その期待に応えられるだけのサービス量が確保できている状況にあるとはいえません。
- 地域生活への移行に向けた支援にあたっては、区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じて本人の意向を尊重することが求められています。

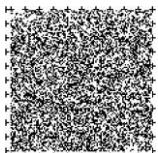
※町田市障がい福祉事業計画（第 6 期計画）



町田市の考え方

○国の考えに基づき、2026 年度末時点で、2022 年度末の施設入所者数の 6%以上を地域生活に移行すること、2026 年度末の施設入所者数を 2022 年度末の 5%以上削減することを基本とします。

項目	評価指標
地域移行者数	2022 年度末時点の施設入所者数 234 人のうち 2026 年度末までに 6%（15 人）以上の人を地域生活に移行する
施設入所者数の削減	2022 年度末時点の施設入所者数 234 人を 2026 年度末までに 5%（12 人）以上減らして、222 人以下にする



国の指針（考え方）

- 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。
- 2026 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後 3 ヶ月時点の退院率については 68.9%以上、入院後 6 ヶ月時点の退院率については 84.5%以上及び入院後 1 年時点の退院率については 91%以上とすることを基本とする。

第6期計画を踏まえた現状・課題

- 町田市においては、地域移行支援・地域定着支援の利用は少ない状況が続いていますが、精神障がいがある人を受け入れるグループホームの開設、訪問看護、精神科往診クリニック等、福祉・医療的資源は増えており、長期入院となることなく地域で生活できる基盤の拡充がはかられてきています。
- しかしながら、現在も精神科の長期入院者数は多く、退院しても再入院する等、地域全体で精神障がいがある人を包括的に支えるシステムは十分とはいえない状況です。

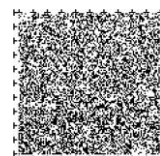
町田市の考え方

- 基本指針で国から評価指標の設定が求められている「精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数」「精神病床の 1 年以上長期入院患者数」「早期退院率」については、東京都が評価指標の設定をおこなうため町田市では指標の設定をおこないません。
- 精神障がいがある人が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要なネットワークのあり方について検討していきます。



項目2に関連する重点施策

重点施策4 P34



国の指針（考え方）

- ・地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障がいをもつ者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

第 6 期計画を踏まえた現状・課題

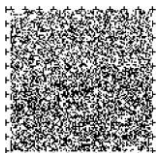
- ・第 6 期計画期間中には、地域生活支援拠点等について地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこなうこととし、2022 年度には指定相談支援事業所 2 事業所を地域生活支援拠点として指定しました。引き続き拠点機能を充実していくことが求められています。
- ・相談支援部会においては、緊急時予防・対応プランを検討し、様式案を作成しました。また、地域の体制づくりにつながる各地域のネットワーク会議の運営状況や会議内容についての確認をおこないました。

町田市の考え方

○市内では、2027 年には約 310 名程度の知的障がいがある人が 50 歳台を迎える見込みとなっており、障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見すえ、地域で自立した生活をおくれるような支援体制の構築が必要です。このことを踏まえ、地域生活支援拠点の面的整備を充実させます。また、地域生活支援拠点等の機能充実のため、年 1 回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。

○強度行動障がいの対象となる人の実態を調査し、市内の支援ニーズを把握します。

項目	評価指標
地域生活支援拠点等の設置	地域生活支援拠点等について、地域障がい者支援センターを中心とした面的整備を充実させ、年 1 回以上運用状況の検証・検討をおこなう



項目	評価指標
強度行動障がいの支援ニーズの把握	強度行動障がいの対象となる人の実態を調査し、その支援ニーズを把握する

項目3に関連する重点施策

重点施策3 P33

コ

ラ

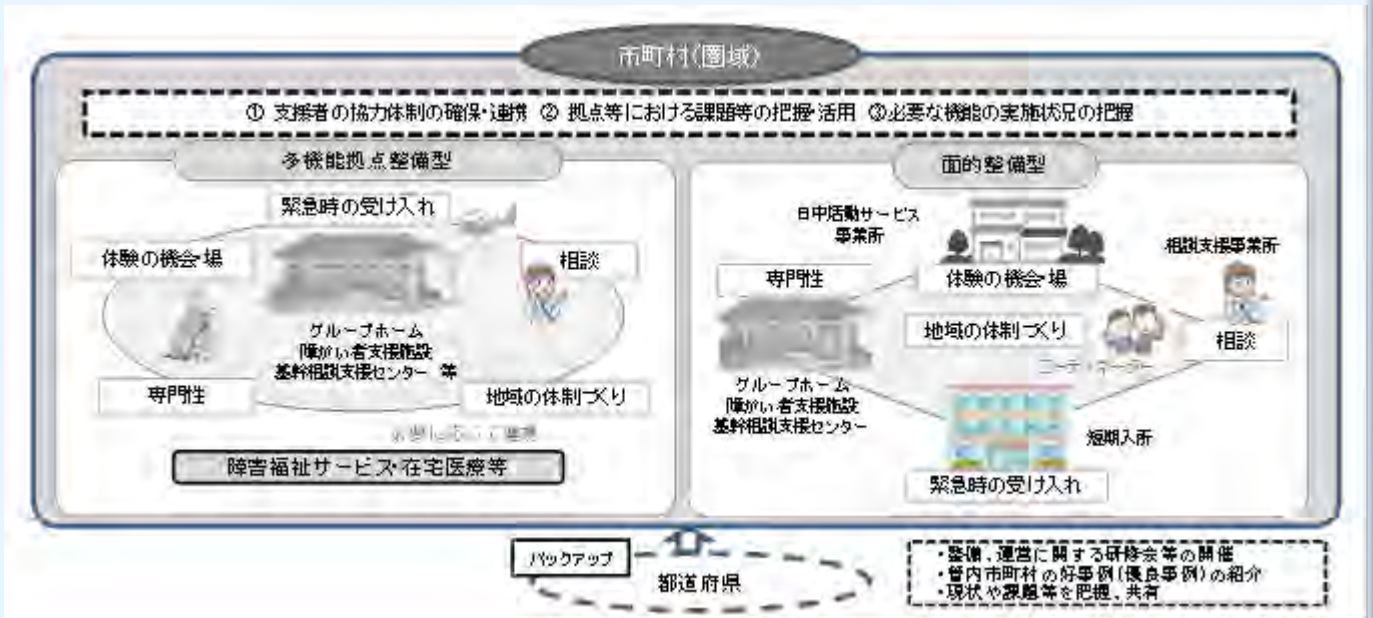
ム

<地域生活支援拠点等について>

地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見すえた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つとしています。

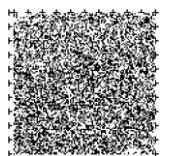
地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）



※あくまで参考例であり、地域の実情に応じた整備をおこなうものとされています。

出典：「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課



国の指針（考え方）

- ・ 一般就労への移行者数を 2021 年度の 1.28 倍以上にする
 うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.31 倍
 就労継続支援 A 型を通じた移行者数：1.29 倍
 就労継続支援 B 型を通じた移行者数：1.28 倍
- ・ 一般就労への移行者が 5 割以上の就労移行支援事業所：5 割以上
- ・ 就労定着支援事業利用者数：2021 年度の 1.41 倍以上
- ・ 就労定着率が 7 割以上の就労定着支援事業所：2 割 5 分

第 6 期計画を踏まえた現状・課題

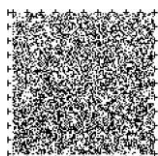
- ・ 就労移行支援事業等を通じて一般就労した人は 2022 年度末で 89 人となり、目標に達していません。新型コロナウイルス感染症が拡大する前の 2019 年度以前の一般就労者数が増加傾向にあったことから、コロナ禍における企業の有効求人倍率の減少や採用活動の低迷等の影響が大きかったものと推測されます。
- ・ 実態調査では、就労の支援を希望する人が多いことが明らかになっています。また、障がい者就労・生活支援センター等から一般就労した人は 2022 年度末で 63 人を超えており、とりくみの継続が求められています。
- ・ 2022 年度末で 10 箇所ある就労定着支援事業所では、就労定着率※が 8 割以上の事業所が全体の 5 割にとどまっています。また、職場の人間関係や仕事内容、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着は引き続き課題となっています。障がいがある人をとりまく様々な課題に対応するため、関係機関と連携した体制を強化していく必要があります。

※前期計画では、過去 3 年間の就労定着支援事業の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう

町田市の考え方

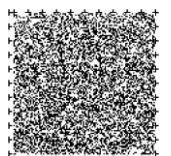
○福祉施設から一般就労への移行は、就労移行支援事業の利用が実績の多くを占めています。ただし、就労継続支援事業を通じて一般就労する人もいることから、第 7 期計画では国の考え方にもとづき、就労系サービスごとに評価指標を設定します。

○働きつつけるための支援として、就労定着支援事業の利用や定着率の評価指標を設定し、行政と民間事業者がともにとりくみをすすめていきます。



項目	評価指標
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者 2021 年度実績 90 人の 1.28 倍以上かつ就労系サービスの指標の合計値以上（116 人以上）
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 2021 年度実績 81 人の 1.31 倍以上（107 人以上）
	うち就労継続支援 A 型事業を通じて一般就労に移行する者 2021 年度実績の 0 人の 1.29 倍以上（1 人以上）
	うち就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労に移行する者 2021 年度実績 7 人の 1.28 倍以上（9 人以上）
就労移行支援事業移行率	就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所が全体の 5 割以上
就労定着支援事業利用者数	就労定着支援事業所の利用者数が 2021 年度実績 120 人の 1.41 倍以上（170 人以上）
就労定着率※	就労定着支援事業の就労定着率※ 就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上

※後期計画では、過去 6 年間に於いて就労定着支援事業の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 ヶ月以上 78 ヶ月未満の期間継続して就労している者または就職していた者の占める割合



国の指針（考え方）

- ・基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・個別事例の検討と、検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

第6期計画を踏まえた現状・課題

- ・2015年より市内5地域に障がい者支援センターを設置し、より身近な地域で相談支援や行政手続き等ができる体制を構築してきました。しかしながら、障がいがある人の親世代の高齢化や、障がいの重度化、障がいがある人の孤立化の問題など、相談ニーズは多様化、複雑化し、対応の困難性が高くなっています。障がいがある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、相談支援体制のさらなる充実が求められています。

町田市の考え方

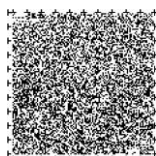
○町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核として、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりを行っていきます。

項目	評価指標
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び地域づくり	障がい者支援センターが相談支援の中核として地域の相談支援の充実をはかります。 また、地域のニーズ・情報を共有するために、支援センターと地域の事業所等との連絡会等を開催します。



項目5に関連する重点施策

重点施策9 P50



国の指針（考え方）

- 各都道府県や市町村においてサービスの質の向上のための体制を構築することを基本とする。

第6期計画を踏まえた現状・課題

- 障がいがある人の増加とともに、障がいの重度化や高齢化、多様化が進んでおり、サービスの利用は増えています。利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。
- 障害福祉サービス事業所は、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるようつとめる必要があります。利用者の意向の把握、事業所の良い点や改善点の認識につながるほか、評価結果の公表により、利用希望者がサービスを選択する際の情報源として活用できる利点があります。全ての事業所が受審している状態ではないため、市内事業所に対し、受審に係る普及啓発をおこなう必要があります。
- 東京都による指導監査のほか、町田市独自でも事業所への指導・助言をおこなっています。市内の障害福祉サービス事業所は年々増加していることから、各事業所のサービスの質の向上、運営の適正化がはかれるよう、指導監査の体制の継続が必要です。

町田市の考え方

○利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、事業所に対して働きかけ、サービス等の質の向上に継続的にとりくみます。

項目	評価指標
第三者評価の受審に係る普及啓発	障害福祉サービス事業所への普及啓発回数 ・年1回以上
障害福祉サービス事業所への指導	市内事業所への指導の充実をはかり、適正な事業運営を確保する ・2026年度までに対象事業所※すべてにおける実地指導の実施

※対象事業所…町田市所管の社会福祉法人の障害福祉サービス事業所、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所です。その他の事業所は原則東京都が指導を実施しますが、必要に応じて市が実地指導をおこなう場合もあります。

